

議案第一号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年八月二十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ(イ)中「いう。」（「の下に「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、」を加え、「二歳」を「当該子が二歳」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(イ) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(イ)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(ロ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第四号ハを削る。

第二条の三第二号中「この条及び次条第一号において」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 一歳から一歳六箇月に達するまでの子を養育するために育児休業をしようとする非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲

ける場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときにあつてはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、千葉県人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合） 当該子の一歳六箇月到達日

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日と異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ハ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として千葉県人事委員会規則で定める場合に該当する場合

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四を次のように改める。

（育児休業法第二条第一項本文の条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項本文の条例で定める場合は、一歳六箇月から二歳に達するまでの子を養育するために育児休業をしようとする非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときにあつては第二号及び

第三号に掲げる場合に該当する場合、千葉県人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合」とする。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日の翌日（当該子を養育する非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

三 当該子の一歳六箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として千葉県人事委員会規則で定める場合に該当する場合

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続き特定職に」に、「伴い、当該」を「伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間）

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年千葉県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第十四条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として千葉県人事委員会規則で定める場合における休暇について同条後段の規定により千葉県人事委員会規則で定める期間を考慮して千葉県人事委員会規則で定める期間とする。第十一条第六号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第三条第五号及び第

十一 一条第六号に規定する育児休業等計画書を任命権者に提出した職員に対する同条例第三条（第五号に係る部分に限る。）及び第十一条（第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。